

## 西尾市雨水対策マスタープラン策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市雨水対策マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の手続)

第3条 委員会の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員長に申し込むものとする。

2 傍聴希望者は、委員会開催当日の午前9時から会議開始15分前までに、河川港湾課において住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類を着用する等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (7) 飲食又は喫煙行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画又は録音等をしてはなら

ない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 委員長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。

(2) 開催委員会の提出議案が終了したとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて委員長及び係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長がこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。